

個人住民税(町県民税)の定額減税

国の経済対策の一環として、令和6年分所得税と令和6年度分個人住民税の定額減税を行います。個人住民税の定額減税の内容はつぎのとおりです。

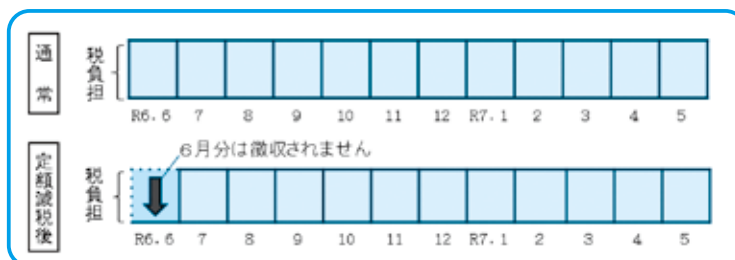
対 象 者 令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下で、令和6年度個人住民税の所得割が課税される人

減 税 額 本人と控除対象配偶者を含む扶養親族1人につき1万円
※定額減税の対象者：日本国内に住所がある人
※配偶者、扶養親族の判定日：令和5年12月31日
※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる人：令和7年度個人住民税から1万円の定額減税を行う。

徴収方法 定額減税の対象となる人の徴収方法に応じて、それぞれ次のとおり減税を実施します。

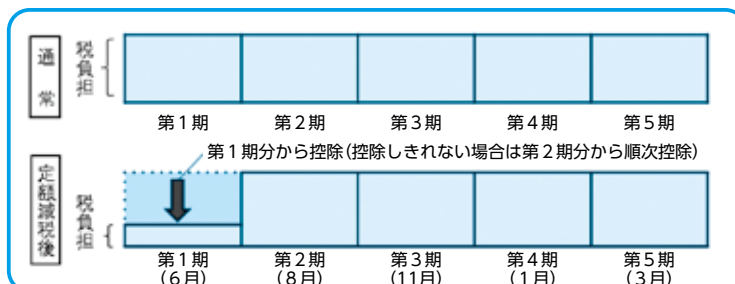
＜給与特別徴収＞

令和6年6月分は徴収せず、定額減税後の金額を7月分から令和7年5月分の11回で徴収します。



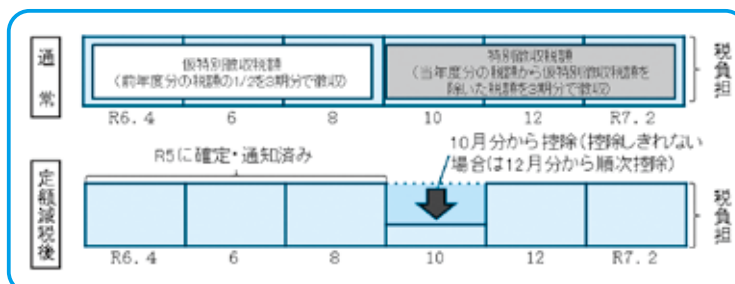
＜普通徴収＞

定額減税前の税額で計算した第1期の税額から定額減税額を控除します。定額減税額が第1期の税額から引ききれないときは、第2期以降の税額から順次控除します。



＜年金特別徴収＞

定額減税前の税額で計算した令和6年10月分の年金特別徴収額から定額減税額を控除します。定額減税額が10月分の特別徴収額から引ききれないときは、12月以降の特別徴収税額から順次控除します。



※複数の徴収方法に該当する人は、①給与特別徴収、②普通徴収、③年金特別徴収の順に定額減税額を反映して計算します。

そ の 他

- ・定額減税額は、納税通知書や特別徴収税額通知書に記載しています。
- ・定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税します。
- ・所得税の定額減税については、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご覧ください。<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

問い合わせ先

住民課 税務室
☎ 0859-68-3114



◀ 伯耆町
ホームページ



◀ 国税庁
ホームページ